令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

第1条 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前

1 (代決)

> 第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第│第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者 が代決する。

(1) 本庁における代決

);	代決権者				
決裁権者	第1順位者	第2順位者			
[略]					
局長	[略]				
統括調査監	<u>首席調査監</u>	総括調査監			
副局長	[略]				
[略]					

(2) 出先機関における代決

	1917 101 100						
機関	決裁権者	代決権者					
(成)美	次 教作日	第1順位者	第2順位者				
[略]							
東日本大震災	館長	当該事務を担当する副館長	他の副館長				
津波伝承館	[略]						
[略]							
平泉世界遺産	所長	<u>副所長</u>	所長があらかじめ指定する				
ガイダンスセ			<u>職員</u>				
ンター	副所長	所長があらかじめ指定する					
		職員					
[略]							

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画理事、部長、局長、統括調査監及び理事の超過勤務命令及び休日勤務命令に関 すること。
- (2) 企画理事、部長、局長、統括調査監及び理事の旅行命令及び復命書の受理に関する
- (3) 企画理事、部長、局長、統括調査監及び理事の休暇その他の服務に関すること。
- (4) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席ふるさと振興監、首席 I L C 推進監、部付 及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること
- (4) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席ふるさと振興監、首席 I L C推進監、部付 及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席ILC推進監、部付及び局付の休暇その他 の服務並びに参事、総括課長、所長及びILC推進監の服務に関すること。

(6)~(15) [略]

2 [略]

- 3 本庁の統括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) 首席調査監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関す ること。
- (2) 首席調査監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 首席調査監の休暇その他の服務及び総括調査監の服務に関すること。

(総務部の部長<u>、室長</u>、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

(代決)

1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者 が代決する。

改正後

(1) 本庁における代決

決裁権者	代決権者				
次拟惟有	第1順位者	第2順位者			
[略]					
局長	[略]				
副局長	[略]				
[略]					

(2) 出先機関における代決

機関	決裁権者	代決権者				
	次教惟有	第1順位者	第2順位者			
[略]						
東日本大震災	館長	副館長	主管の課長			
津波伝承館	[略]					
[略]						
平泉世界遺産	所長	所長があらかじめ指定する				
ガイダンスセ		<u>職員</u>				
ンター						
[略]						

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画理事、部長、局長及び理事の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 企画理事、部長、局長及び理事の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 企画理事、部長、局長及び理事の休暇その他の服務に関すること。
- (4) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席 I L C 推進監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令 に関すること。
- (4) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席ILC 推進監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 副部長、副局長、室長、担当技監<u>、首席調査監</u>、首席 I L C 推進監、部付及び局付 の休暇その他の服務並びに参事、総括課長、所長<u>、総括調査監</u>及びILC推進監の服務 に関すること。

(6)~(15) [略]

2 [略]

(総務部の部長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

(ふるさと振興部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項) (ふるさと振興部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項) 第22条 [略] 第22条 [略] $2 \sim 4$ [略] $2 \sim 4$ [略] 5 地域振興室の分掌事務について、部長、室長、地域企画監及び課長の専決できる事項は | 5 地域振興室の分掌事務について、部長、室長、地域企画監及び課長の専決できる事項は 、次のとおりとする。 、次のとおりとする。 [略] [略] 地域企画監専決事項 地域企画監専決事項 (1) • (2) [略] (1)・(2) [略] (3) 市町村の過疎地域自立促進計画の策定協議に関すること(他課等の主管に属するも (3) 市町村の過疎地域持続的発展計画の策定協議に関すること。 のを除く。)。 (4) 山村振興計画及び雪対策基本計画に関すること(他課等の主管に属するものを除く (4) 山村振興計画及び雪対策基本計画に関すること。 <u>。)</u>。 (5)・(6) [略] (5)・(6) [略] 地域振興課長専決事項 地域振興課長専決事項 (1) [略] (1) [略] 自治体協働課長専決事項 (1) 市町村との協働の推進に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。 6~8 [略] 6~8 [略] 9 科学・情報政策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおり 9 科学・情報政策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおり とする。 とする。 [略] [略] デジタル推進課長専決事項 情報化推進課長専決事項 (1) [略] (1) [略] (文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) (文化スポーツ部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) 第22条の2 「略] 第22条の2 「略] 2 [略] 2 「略] 3 オリンピック・パラリンピック推進室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決 できる事項は、次のとおりとする。 部長専決事項 (1) 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関連事業(以下「東 京オリンピック・パラリンピック関連事業」という。)の総合的な企画に関すること。 室長専決事項 (1) 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の総合的な調整に関すること。 (2) 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の運営の企画に関すること。 事業運営課長専決事項 (1) 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の運営の実施に関すること。 連携調整課長専決事項 (1) 東京オリンピック・パラリンピック関連事業に係る市町村及び関係機関との連携及 び調整に関すること。 (環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) (環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) 第23条 環境生活企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする 第23条 環境生活企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする 企画課長専決事項 企画課長専決事項 (1) [略] (1) [略] グリーン社会推進課長専決事項 (1) 地域経済と環境に好循環をもたらすグリーン社会の実現に係る施策の実施に関する こと(他課等の主管に属するものを除く。)。 ジオパーク推進課長専決事項 ジオパーク推進課長専決事項 (1) [略] (1) [略] 2~7 [略] $2 \sim 7$ [略] (保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) (保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) 第24条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする 第24条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする 企画課長専決事項 企画課長専決事項 (1) 社会福祉士及び介護福祉士修学資金に関すること。 (2) [略] <u>(1)</u> [略]

> (2) [略] (3) [略]

[略]

 $2 \sim 7$ [略]

<u>(3)</u> [略]

<u>(4)</u> [略]

 $2 \sim 7$ [略]

[略]

(農林水産部の室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

する。

[略]

流通改善担当課長専決事項

 $(1)\sim(3)$ [略]

4~8 [略]

9 畜産課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと おりとする。

総括課長専決事項

(1)~(11) 「略]

<u>(12)</u> [略]

[略]

10~16 [略]

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第27条 [略]

2~6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次 のとおりとする。

[略]

管理開発担当課長専決事項

 $(1)\sim(7)$ [略]

- (8) 土地区画整理事業(土地区画整理組合が施行するものに限る。)に関する農業委員 会及び土地改良区からの意見の聴取に関すること。
- (9) 土地区画整理の補助事業(土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係るも のに限る。)に関すること。

(10) [略]

[略]

景観まちづくり課長専決事項

 $(1)\sim(5)$ [略]

- (6) 土地区画整理事業(土地区画整理組合が施行するものを除く。)に関する農業委員 <u>会及び土地改良区からの意見の聴取に関すること。</u>
- (7) 土地区画整理の補助事業(土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係るも のを除く。) に関すること。

(8) [略]

8~10 「略]

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企 画部企画推進課長、土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域 振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び 土木部調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林 調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター 副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする

(農林水産部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと 3 流通課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと おりとする。

[略]

流通改善課長専決事項

 $(1)\sim(3)$ [略]

4~8 [略]

9 畜産課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと おりとする。

総括課長専決事項

(1)~(11) [略]

(12) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関すること(広域振興局の主管に属するものを除 <。)。

(13) [略]

[略]

10~16 [略]

17 全国植樹祭推進室の分掌事務について、部長、室長、課長及び担当課長の専決できる事 項は、次のとおりとする。

部長専決事項

- (1) 第73回全国植樹祭(以下「全国植樹祭」という。)の総合的な企画に関すること。 室長専決事項
- (1) 全国植樹祭の総合的な調整に関すること。
- (2) 全国植樹祭の運営の企画に関すること。
- (3) 全国植樹祭の会場の整備に関すること。

企画総務課長専決事項

(1) 全国植樹祭の広報に関すること。

事業推進担当課長専決事項

(1) 全国植樹祭の運営の実施に関すること。

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第27条 [略]

2~6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次 のとおりとする。

[略]

管理開発担当課長専決事項

 $(1)\sim(7)$ [略]

- (8) 土地区画整理事業に関する農業委員会及び土地改良区からの意見の聴取に関するこ
- (9) 土地区画整理の補助事業(被災市街地復興土地区画整理事業に係るものを除く。) に関すること。

(10) [略]

[略]

景観まちづくり課長専決事項

 $(1)\sim(5)$ [略]

(6) 土地区画整理の補助事業(被災市街地復興土地区画整理事業に係るものに限る。) に関すること。

<u>(7)</u> [略]

8~10 [略]

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企 画部企画推進課長、土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域 振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部 総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村 整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長 、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専 決できる事項は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること(沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業 を担当する技術主幹を除き、広域振興局の経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調 整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振 興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局土木 部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあって は、軽易な事項に係るものに限る。)。

(5)~(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に 定める広域振興局の職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。)にある者 が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等 |経営企画部の産業振興室長及び県税室長、保健福祉環境部保健福 祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の県税部の納税室 長及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室 長、道路都市室長、流域治水室長及び建築住宅室長並びに沿岸広 域振興局経営企画部復興推進室長並びに経営企画部の企画推進課 長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部のダム管理事務所 長、盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局総務部 総務課長及び土木部調整課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農 林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹、水産部水 産調整課長並びに土木部副部長

[略]

3 「略]

(東日本大震災津波伝承館の館長等専決事項)

第43条の2 [略]

(平泉世界遺産ガイダンスセンターの所長等専決事項)

第43条の3 平泉世界遺産ガイダンスセンター(以下この条において「ガイダンスセンター 」という。)の所長及び副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

- (1) 副所長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 副所長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 副所長の休暇その他の服務に関すること。

副所長専決事項

- (1) 職員の事務分担に関すること。
- (2) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (3) 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。
- (4) 職員の休暇その他の服務に関すること。
- (5) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (6) 軽易な事実の証明に関すること。
- (7) 行政文書の開示の決定に関すること。
- (8) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。
- (9) 設計額1,000万円未満の工事の完成検査に関すること。
- (10) 工事の執行等に伴う届出、申請等に関すること。
- (11) その他前各号に準ずる軽易な事項
- 2 ガイダンスセンターの所長に委任された事項のうち、ガイダンスセンターの副所長が専 決できる事項は、次のとおりとする。
- <u>(1) 防火管理者を定めること。</u>
- (2) 現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずるこ と並びに出納員補佐を命ずること(出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及 び災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の 発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。)。
- (3) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合 における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付期間が1週間以内の場合における物 品の貸付けをすること。
- (4) 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。
- (5) 県税以外の収入金を徴収すること。
- (6) 建設工事請負契約の内容及び建設工事の出来高を証明すること。
- (7) 令達された予算の範囲内で、支出負担行為(建設工事の請負契約の締結に係るもの 及び物品の購入に係るもの並びに複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く

 $(1)\sim(3)$ 「略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること(沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業 を担当する技術主幹を除き、広域振興局の経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調 整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及 び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土 木部調整課長、沿岸広域振興局土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域 振興局農政部農政調整課長にあっては、軽易な事項に係るものに限る。)。

(5)~(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に 定める広域振興局の職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。)にある者 が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等 | 経営企画部の産業振興室長及び県税室長、保健福祉環境部保健福 祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の県税部の納税室 長及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室 長、道路都市室長、流域治水室長及び建築住宅室長並びに沿岸広 域振興局経営企画部復興推進室長並びに経営企画部の企画推進課 長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部のダム管理事務所 長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林 業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び土木部調整課 長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整 備事業を担当する技術主幹、水産部水産調整課長並びに土木部副 部長

[略]

3 [略]

(東日本大震災津波伝承館の館長等専決事項)

第43条の2 「略]

- 。) に係る入札及び契約を除く。) をすること。
- (8) 令達された歳出予算の範囲内で、支出命令を発すること。
- (9) 令達された予算の範囲内で、用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物 品の購入をすること。
- (10) 令達された歳出予算の範囲内で、物品の修繕をすること。
- (11) 歳入歳出外現金等の出納通知をすること。
- (12) 物品の出納通知をすること。
- (13) 平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則(令和3年岩手県規則第69号)第7 条の規定による施設汚損等の場合の指示に関すること。

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決 別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決

事項(第 5 条、第30条 [、男35余関係) 			_,,,,,,	14			_
			1	専決	権者			
					部	セ		
					に	ン		
+ 2	/2 TE	4 5	副	4 0	置	•	/++: -+	7.
事務	条項	内 容	局	部	<	タ	備者	Ĵ
			長	長	室	_		
					の	所		
					長	長		
[略]								_
3 大気汚染防止法	[略]							
(昭和43年法律第	第18条の4及び	[略]						
97号) の施行に関	第18条の21							
する事務								
, , , , ,								
	第18条の34第1	[略]						\exists
	項							
	[略]	<u> </u>						
4 大気汚染防止法	第9条、第9条	受理書の交付		<u>O</u>		<u>O</u>		\exists
施行規則(昭和46	の3、第10条の							
年厚生省・通商産	3及び第10条の							
業省令第1号)の	<u>6</u>							
施行に関する事務								
[略]					1			
6 水質汚濁防止法	第6条	受理書の交付		<u>O</u>		<u>O</u>		
施行規則(昭和46								
年総理府・通商産								
業省令第2号)の								
施行に関する事務								
[略]								
10 ダイオキシン類	第5条	受理書の交付		<u>O</u>		<u>O</u>		
対策特別措置法施								
行規則(平成11年								
総理府令第67号)								
の施行に関する事								
<u>務</u>								
[略]					I I			٦
15 県民の健康で快	第45条	受理書の交付 (<u>O</u>		0		٦
適な生活を確保す		ばい煙発生施設		_		_		
るための環境の保		、粉じん発生施						
全に関する条例施		設及び汚水等排						
行規則(平成13年		出施設に係るも						
岩手県規則第140		のに限る。)						
号) の施行に関す								
る事務								
 [略]				<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	_
17 廃棄物の処理及	第8条の29	[略]						\dashv
び清掃に関する法		.						
律施行規則(昭和								
46年厚生省令第35								
	ĺ							- 1

事項(第5条、第30条	、第35条関係)						
				専決	権者		
					部	セ	
					に	ン	
事務	条項	内 容	副	部	置	タ	備考
			局	長	<	_	
			長		室	所	
					の	長	
[略]					長		
3 大気汚染防止法	[略]						
(昭和43年法律第		[略]					
97号) の施行に関		[[[]					
する事務	第18条の15第6	報告の受理		<u>O</u>		<u>O</u>	
	項						
	<u>ー</u> 第18条の34第1	[略]					
	項						
	[略]	1					
4 削除							
[略]	T	T	1			ı	ı
6 削除							
[略]							
10 削除							
10 Hillar							
[略]			1			<u>I</u>	1
15 削除							
Fm4-7							
[略]	th o to a comment	[m/r 7					
	第8条の29 <u>及び</u>	[略]					
び清掃に関する法	<u> </u>						
律施行規則(昭和 46年厚生省会第35							
46年厚生省令第35		ĺ					

号)の施行に関する事務						号)の施行に関す る事務
[略]						[略]
 [略]						[略]
	委任事項並びに当	該事項に係る副	局長及び農政部	《長筌車》	中事項 (
条、第30条、第36条		IN F XICH OE	/6人人 0 及 0 1	PXTID	(+) × (5条、第30条、第36条
*	対 / / / /		専決権	*		0 X , 3130 X , 3130 X
			子八個	+ t		
			部			
				セタ		
				ンー		
事務	条項	内 容	副		備考	事務
** 427	A 5	r 1 🛧	局	一置	NHI 75	# 4 7
			長	所く		
				長室		
			等	0		
				長		
[略]						[略]
[略]	[略]					51 [略]
						52 畜舎等の建築等
						及び利用の特例に
						関する法律(令和
						3年法律第34号)
						の施行に関する事
						<u>務</u>
						53 畜舎等の建築等
						及び利用の特例は
						1 1
						関する法律施行規
						関する法律施行規 則(令和3年農材 水産省・国土交通

号)の施行に関す		
る事務		
[略]		

|表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項(第

5条、第30条、第36条	関係)		ı					ı		
			専決権者							
事務	条項	内 容	副局長	部長	部に置く室の長等	センター所長	センターに置く室の長	備	考	
[略]										
51 [略]	[略]									
52 畜舎等の建築等	第3条第1項	計画の認定		<u>O</u>		<u>O</u>				
及び利用の特例に	第3条第6項(認定の通知		0		0				
関する法律(令和	第4条第3項に									
3年法律第34号)	おいて準用する									
の施行に関する事	場合を含む。)									
<u>務</u>	第4条第1項	計画の変更の認		<u>O</u>		<u>O</u>				
		<u>定</u>								
	第4条第2項、	届出の受理		<u>O</u>		<u>O</u>				
	第6条第1項、									
	第9条第2項、									
	第11条第1項及									
	び第13条第2項									
	第6条第2項た	仮使用の認定		<u>O</u>		<u>O</u>				
	だし書									
	第10条第1項か	譲渡、譲受け、		<u>O</u>		<u>O</u>				
	ら第3項まで	合併及び分割の								
		認可								
	第13条第1項	報告の受理		<u>O</u>		0				
	第14条第1項	報告の徴収		<u>O</u>		<u>O</u>				
	第14条第2項	帳簿等の提出の		<u>O</u>		<u>O</u>				
		要求								
	第14条第3項	立入検査等		0		0				
	第15条第1項か	措置命令		<u>O</u>		<u>O</u>				
	ら第4項まで及									
	び第18条第1項	<u>ш</u> — : - :								
	第15条第5項(<u>O</u>		<u>O</u>				
	第18条第2項に	令等及び公告								
	おいて準用する									
	場合を含む。)	到ウの中巡り								
	第16条第2項	認定の取消し		0		0				
	<u>第16条第3項</u>	認定の失効及び		<u>O</u>		<u>O</u>				
59 女企然の神燈燈	第40 久 年 0 年	取消しの通知								
53 畜舎等の建築等		接道の認定		0		0				
及び利用の特例に		添付図書の指示		0		0				
関する法律施行規則(今和3年農林		不認定の通知		<u>O</u>		<u>O</u>				
<u>則(令和3年農林</u> 水産省・国土交通	-	認定の通知		\cap		\cap				
水産省・国工父迪 省令第6号)の施	第76条第2項	<u> 即のた Vノ地ズII</u>		<u>O</u>		<u>O</u>				
1 行に関する事務										
1」に関する事物										

[略]

5条、第30条、第38条関係)

				専決	権者			
事務	条項	内 容	副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	備	*
[略]				I	I	I	ı	
15 山村振興法施行	第4条第2項	[略]						
令(昭和40年政令								
第331号) の施行								
に関する事務								
[略]								
17 過疎地域自立促	第7条第2項	[略]						
進特別措置法施行								
令(平成12年政令								
第175号)の施行								
に関する事務								
[略]								
65 長期優良住宅の	第5条第1項か	[略]						
普及の促進に関す	ら <u>第3項</u> まで(
る法律(平成20年	第8条第2項に							
法律第87号)の施								
行に関する事務	場合を含む。)							
	[略]							
	第9条第1項	[略]						
	[略]							
[略]	l							

[略]

|別表第11の2 広域振興局以外の出先機関のうち文化スポーツ部に属する出先機関の長委任 | 別表第11の2 広域振興局以外の出先機関のうち文化スポーツ部に属する出先機関の長委任 事項(第6条関係)

区 分	事務	条	項	内	容
平泉世界遺産ガ	[略]				
イダンスセンタ	平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則の		[略]		
一所長	施行に関する事務				

(第6条関係)

区分	事務	条 項	内 容
[略]			
岩手県立産業技術短	[略]		
期大学校長	4 [略]	[略]	
[略]			

6条関係)

区 分	事務	条 項	内 容
北上川上流	1 下水道法の施行	[略]	
流域下水道	に関する事務	<u>第25条の14</u>	[略]
事務所長		<u>第25条の15</u>	[略]
		第25条の16第1項	[略]
		<u>第25条の18第1項</u> において準用する第	[略]
		11条の2、第12条の3、第12条の4、	

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項(第 別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項(第 5条、第30条、第38条関係)

				専決	権者			
事務	条項	内 容	副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	備:	考
[略]			•			•	•	
15 山村振興法施行	第5条第2項	[略]						
令(昭和40年政令								
第331号) の施行に								
関する事務								
[略]								
17 過疎地域の持続	第8条第2項	[略]						
的発展の支援に関								
する特別措置法施								
行令(令和3年政								
<u>令第137号)</u> の施行								
に関する事務								
[略]								
65 長期優良住宅の	第5条第1項か	[略]						
普及の促進に関す	ら <u>第5項</u> まで(
る法律(平成20年	第8条第2項に							
法律第87号)の施	おいて準用する							
行に関する事務	場合を含む。)							
	[略]							
	第9条第1項 <u>及</u>	[略]						
	び第3項							
	[略]							
[略]								

[略]

事項(第6条関係)

区 分	事務	条	項	内	容
平泉世界遺産ガ	[略]				
イダンスセンタ	平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則 ([略]		
一所長	令和3年岩手県規則第69号)の施行に関する事務				

|別表第14||広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項||別表第14||広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項| (第6条関係)

区 分	事務	条 項	内 容
[略]			
岩手県立産業技術短	[略]		
期大学校長	4 [略]	[略]	
	5 受託研究及び		受託研究及び共同研究に関す
	共同研究に関す		る契約の締結その他の行為を
	る事務		<u>すること。</u>
[略]			

|別表第16||広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項(第||別表第16||広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項(第| 6条関係)

0 2000			
区 分	事務	条 項	内 容
北上川上流	1 下水道法の施行	[略]	
流域下水道	に関する事務	第25条の26	[略]
事務所長		第25条の27	[略]
		第25条の28第1項	[略]
		<u>第25条の30第1項</u> において準用する第	[略]
		11条の2、第12条の3、第12条の4、	
	区 分 北上川上流 流域下水道	区分事務北上川上流1 下水道法の施行流域下水道に関する事務	区分 事務 条項 北上川上流 1 下水道法の施行 に関する事務 [略] 事務所長 第25条の26 第25条の27 第25条の28第1項 第25条の30第1項において準用する第

			第12条の7及び第12条の8第3項					第12条の7及び第12条の8第3項	
			<u>第25条の18第1項</u> において準用する第	[略]				<u>第25条の30第1項</u> において準用する第	[略]
			12条の 5					12条の 5	
			<u>第25条の18第1項</u> において準用する第	[略]				<u>第25条の30第1項</u> において準用する第	[略]
			12条の6第2項					12条の6第2項	
			<u>第25条の18第1項</u> において準用する第	[略]				<u>第25条の30第1項</u> において準用する第	[略]
			12条の 9					12条の 9	
			<u>第25条の18第1項</u> において準用する第	[略]				<u>第25条の30第1項</u> において準用する第	[略]
			13条第1項					13条第1項	
			<u>第25条の18第1項</u> において準用する第	[略]				<u>第25条の30第1項</u> において準用する第	[略]
			16条					16条	
			<u>第25条の18第1項</u> において準用する第	[略]				<u>第25条の30第1項</u> において準用する第	[略]
			18条					18条	
			[略]					[略]	
		[略]					[略]		
	[略]					[略]			
2	(環境生活部	の室長、総括課長、記	課長及び担当課長の専決事項)		(環境生活部	の室長、総括課長、説	果長及び担当課長の専決事項)	
	第23条 [略]				第23	条 [略]			
	2~4 [略]				2~	4 [略]			
	5 県民くらし	の安全課の分掌事務に	について、総括課長、課長及び担当課長の専	享決できる事	5	県民くらし	の安全課の分掌事務に	こついて、総括課長、課長及び担当課長の専	厚決できる事
	項は、次のと	おりとする。			項	は、次のと	おりとする。		
	[略]				[略]			
	食の安全安心	課長専決事項			食	の安全安心	課長専決事項		
	(1)~(6)	[略]			(1	(6)	[略]		
					<u>(7</u>	7) 愛玩動	物看護師の養成所の排	旨定に関すること。	
	[略]				[略]			
	6 • 7 [略]				6 •	7 [略]			

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を次のように改正する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

	改正前								改正後														
表第8 広域振興局長委	任事項並びに当該事項	に係る副児	昂長及	び土フ	木部長	等專	決事	項(注	9 別	表第8	広地	域振興局長勢	委任事項	重並で	がに 当該事項	に係	る副周	昂長及	び土フ	木部長	:等専	快事 』	項
5条、第30条、第38条関係	係)									5条、第	₹30∮	条、第38条関	得()										
				専決	権者														専決	上権者			
事務	条項	内 容	副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	備	考			事	務		条	項	内	容	副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	備	考
[略]										[略]													
65 長期優良住宅の普	第5条第1項から <u>第</u>	[略]								65 長期	期優	良住宅の普	第 5 条	€第∶	1 項から <u>第</u>	[略]						
及の促進に関する法	<u>5項</u> まで(第8条第									及の位	足進	に関する法	<u>7項</u> ま	きで	(第8条第								
律(平成20年法律第	2項において準用す									律(5	平成	20年法律第	2項に	こおい	へて準用す								
87号) の施行に関す	る場合を含む。)									87号)	の	施行に関す	る場合	を含	む。)								
る事務	[略]									る事績	务		[略	;]		•							
[略]										[略]													
[略]										[略]													

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分は同年5月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。